

氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅所有者 居住する住宅を所有する者（共有に係る住宅にあつては、持分が4分の1以上の所有者（当該住宅に居住する者に持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、当該住宅に居住する者の中で最も大きい持分を持つ者）ただし、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。）
- (2) リフォーム工事 住宅所有者が行う居住の用に供する部分の増改築工事をいう。
- (3) 基準日 住宅のリフォーム工事が完成した日
- (4) 三世代同居 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態をいう。
- (5) 転入者 氷見市内に転入した日以後2年を経過していない者であつて、当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者（申請時までに転入する者を含む。）
- (6) 被災者 令和6年能登半島地震により居住していた住家が損害を受け、り災証明書の損害程度が半壊以上の世帯員又は市から応急住宅の提供を受けた者
- (7) 子育て世帯 基準日において高校3年生相当年齢（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）以下の世帯員（母子健康手帳の交付を受けている出生予定の者を含む。）が1人以上いる世帯
- (8) 新婚世帯 基準日において婚姻をした日から1年を経過していない夫婦

がいる世帯（申請時までには婚姻する者を含む。）

(9) 30歳未満世帯 基準日において住宅所有者が30歳未満の世帯

（補助金の交付）

第3条 市長は、氷見市における定住人口の増加、市内で増加している空き家の有効活用及び三世帯同居を促進し、子育て環境の充実、コミュニティの維持又は被災者への支援を図るため、次条に定める者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付を受けることができる者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住している者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 基準日において、次のいずれかに該当する者

ア 転入者又は被災者であって、自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事を行った住宅所有者

イ 新たに三世帯同居をするために必要なリフォーム工事を行った住宅所有者。
ただし、基準日より前から三世帯同居をしていた場合は、次の場合に限る。

（ア）基準日前の1年以内に新たに当該世帯に属することとなった者（当該世帯において新たな世代となる者に限る。）が同居していること。

（イ）基準日前の1年以内に新たに当該世帯に属することとなった夫婦（最も若年の世代に限る。）が同居していること。

ウ 子育て世帯、新婚世帯又は30歳未満世帯が居住する住居についてリフォーム工事を行った住宅所有者

(2) 前号に掲げる者は、基準日から1年以内にリフォーム工事を行った住宅に居住又は三世帯同居をすること。

(3) すべての世帯員が市税を滞納していないこと。

(4) すべての世帯員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助金、補助対象経費等）

第5条 補助金の金額は、リフォーム工事に要した費用の2分の1以内（その額に

1, 000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、第4条第1号アに該当する者は100万円、同号イ及びウに該当する者は50万円を限度とする。

2 前項に規定するリフォーム工事については、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限り、補助金を交付するものとする。

3 次に掲げるリフォーム工事等費用は、補助の対象としない。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
 - (2) 門、塀、その他の外構工事
 - (3) 移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
 - (4) 電話及びインターネット等の配線工事
 - (5) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
 - (6) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
 - (7) 住宅の解体のみ行う工事
 - (8) 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
 - (9) 事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
 - (10) 本市の他の制度による補助を受けた整備箇所が当該補助の対象となる部分と重複する工事
 - (11) その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事
- (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、第4条第1号アに該当する者は当該住宅取得後2年以内に、同号イ及びウに該当する者は基準日から1年以内に市長に提出するものとする。

ア 対象住宅の登記事項証明書

イ 基準日を証する書類

ウ リフォーム工事に係る費用の支払証拠書類

エ リフォーム工事の施工前の写真、完成後の写真

オ すべての世帯員の税の滞納がないことを証明する書類

カ 第4条第1号の要件を満たすことを証するもの

キ 個人情報の取扱いに関する同意書

ク 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書

ケ その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が、基準日から3年（被災者にあつては10年）

以内に転出又は転居したとき、又は基準日から3年以内に補助金の交付決定時に該当した第4条第1号イに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にリフォーム工事請負契約が締結されたものについて適用する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了したリフォーム工事については、同日後もなおその効力を有する。

3 令和2年3月31日以前に完了したリフォーム工事については従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に取得した住宅について適用する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前に取得した住宅については従前のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に取得した住宅について適用する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前に取得した住宅については従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

(特例措置)

- 2 当分の間、第 5 条第 2 項中「市内に住所を有する」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条第 1 号アに該当する者は同日以後に取得した住宅について、同号イ及びウに該当する者は同日以後に完了したリフォーム工事について適用する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に取得した住宅については従前のとおりとする。